

放射性物質の常時監視に関する検討会設置要領

1 目的

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法が改正され、環境大臣が放射性物質による大気の汚染の状況並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視及び公表することとされたことを踏まえ、環境省の委託により、当該常時監視のあり方について検討を行うことを目的として、「放射性物質の常時監視に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の状況の常時監視の在り方について検討を行う。

3 検討会の構成

- (1) 検討会に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (3) 座長が出席できないときには、座長が指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 その他

- (1) 検討会は原則公開で行う。
- (2) 検討会の事務は日本エヌ・ユー・エス株式会社において行う。